和光市告示第163号

和光市内部統制実施要綱を次のように定める。

令和5年6月13日

和光市長 柴﨑 光子

和光市内部統制実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市内部統制に関する基本方針に基づき和光市の内部統制を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 内部統制 組織運営を阻害する要因をリスクとして捉え、対応策を講じて適正な事務執行を確保する仕組みをいう。
 - (2) 職員 一般職の職員をいう。

(内部統制最高責任者)

- 第3条 内部統制体制の整備及び運用を推進するため、内部統制最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。
- 2 最高責任者は市長とし、内部統制に関する事務を総理する。
- 3 最高責任者は、毎年度、内部統制体制の整備及び運用の状況について評価を行い、 その結果についての内部統制評価報告書(以下「報告書」という。)を作成する。 (内部統制実務責任者)
- 第4条 内部統制の円滑な実施を図るため、内部統制実務責任者(以下「実務責任者」 という。)を置き、副市長をもって充てる。
- 2 実務責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故のあるとき又は最高責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

(内部統制推進責任者)

第5条 最高責任者及び実務責任者の命を受け、内部統制体制の推進及び実施に関する 事務を処理させるため、内部統制推進責任者を置き、企画部長をもって充てる。

(内部統制評価責任者)

第6条 最高責任者及び実務責任者の命を受け、内部統制体制の評価に関する事務及び報告書の作成に関する事務を処理させるため、内部統制評価責任者を置き、総務部長をもって充てる。

(職員の青務)

第7条 職員は、職務を遂行する中で日常的に起こり得る危険性について把握し、必要な 対策を検討するよう努めるとともに、対策を整備したときは、それを実施するものとす る。

(和光市内部統制推進部局)

- 第8条 内部統制推進責任者による内部統制体制の推進及び実施に関する事務を補助するため、和光市内部統制推進部局を置く。
- 2 和光市内部統制推進部局は、企画部企画人権課とする。

(和光市内部統制評価部局)

- 第9条 内部統制評価責任者による内部統制体制の評価に関する事務及び報告書の作成 に関する事務を補助するため、和光市内部統制評価部局を置く。
- 2 和光市内部統制評価部局は、総務部総務課とする。

(和光市内部統制推進本部)

- 第10条 内部統制の推進に関する事項について審議するため、和光市内部統制推進本部 (以下「推進本部」という。)を設置する。
- 2 推進本部は、市長、副市長、教育長、部長、危機管理監、教育部長、監査委員事務局 長、議会事務局長、審議監及び会計管理者を本部員として組織する。
- 3 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は、市長とし、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集し、その議 長となる。
- 7 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席、資料 の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 推進本部の庶務は、企画人権課において処理する。 (評価対象期間)
- 第11条 内部統制体制の評価における評価対象期間は、4月1日から翌年3月31日 までとする。

(監査委員との連携)

第12条 市長は、報告書を作成したときは、報告書を監査委員に提出するとともに、 その評価手順等についての意見を求めるものとする。

(報告書の公表等)

第13条 市長は、報告書を議会に提出するとともに、ホームページ等により公表するものとする。この場合において、監査委員から前条の意見があったときは、当該意見を付

すものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、内部統制の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(評価対象期間の特例)

2 令和5年度の評価対象期間については、第11条の規定にかかわらず、施行の日から 翌年3月31日までとする。